

市民参加実施予定シート

予 定
平成31年4月1日時点

担当課(教育総務課)

1 市民参加の手續 実施予定について

| | | | |
|----|---|------------------|-----------------------------|
| 通称 | 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 | 市が考える 市民等への影響 | メリット 学童クラブにおける質の高い保育の安定した提供 |
| 名称 | 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 | | デメリット なし |
| 概要 | 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正に伴い、本条例を基準省令に沿うように改正するもの。 ・教員免許の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象とする規定に改める。 ・5年以上放課後健全育成事業に従事した者である、市長が適当と認められたものを放課後児童支援員の基礎資格を有する者とする規定として新設する。 | | |

(1) 市民参加の対象事項について

| 市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項) | 市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定) |
|--|---|
| (1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更 | (1)軽易なもの |
| (2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 | (2)緊急に行わなければならないもの |
| (3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更 | (3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの |
| (4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 | 実施しない詳しい理由 |
| (5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更 | 厚生省令である、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に則り制定した条例を省令の改正内容を基準として改正を行うため、市民参加条例第5条第2項第3号の規定に合致するものとして市民参加手續きを実施しないこととする。なお、省令は平成30年3月30日公布、4月1日に施行済みであり、条例の改正に基づいて条文の引用部分を緊急で改める必要があったことから、第5条第2項第2号の規定にも当たる。 |
| 第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合 | |

(2) 市民参加の手法について

| 市民参加の方法(条例第6条第1項) | | | | |
|-------------------|-------------|-------------|---------|-----------------------------------|
| 実施方法 | 実施予定時期 | 参加が期待される市民等 | その他特記事項 | 左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由 |
| 複数実施 | 審議会等 | | | |
| | パブリックコメント手續 | | | |
| | 意見交換会 | | | |
| | 公聴会 | | | |
| | 政策提案制度 | | | |
| | その他 | | | |

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

| 平成 年度 | | 平成 年度 | | | | | | | | | | | | 平成 年度 | |
|-------|--------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|--------|
| 4~9月 | 10月~3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4~9月 | 10月~3月 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

2 当初予定からの変更履歴

| 変更項目 | 変更日 | 変更内容・理由 | 変更項目 | 変更日 | 変更内容・理由 |
|------|-----|---------|------|-----|---------|
| | | | | | |